

# 戦後における日本製鋼所・ 英国側株主の在日財産回復問題

奈 倉 文 二

## 1 はじめに

本稿の課題は、第二次大戦下において「敵産」として処分された英国ヴィッカーズ・アームストロング社（以下V-A社と略）所有の日本製鋼所（及び輪西鉱山）株式に関連して、戦後における英国側株主の財産返還要求の内容と結果を明かにするとともに、日本製鋼所株式については回復請求権を放棄するに至る過程を示すことにある。

戦前の日本製鋼所は日英合弁の兵器鉄鋼会社であったが、既に明らかにしたごとく、英国側株主は、1920年代初頭から所有株式売却の意向を持ち、繰り返し売却要請の行動を起こしていた。しかし、英国側所有株式の売却は、30年代半ばに三井合名会社との間で一旦交渉妥結しつつも結局は実現に至らず、日中戦争以降の2回にわたる日本製鋼所増資新株引受分の売却（1937・40年）など、極く特殊な形で部分的に実現しただけであった<sup>(1)</sup>。

1941年12月、太平洋戦争開始に伴い、日本政府は「敵産管理法」を制定し、敵国（敵国人）財産を管理人を選任して管理させ、当該財産の処分が出来ることとした<sup>(2)</sup>。同法に基づき、V-A社所有の日本製鋼所株式及び輪西鉱山株式も敵産管理人に選任された三井信託の管理に委ねられ、同社により処分された。

後述のごとく、戦後まもなく連合国財産の返還に関する諸規定が定められ、連合国人の要求により財産の返還が開始されるが、その詳細は個別事例については定かでないことが多い。旧V-A社所有の財産についても、従来、どのような返還要求がなされ、どのような解決がなされたかは明かではなかった。

日本製鋼所の経営史に関する基本資料である『日本製鋼所社史資料』では、次のような指摘がなされているだけである<sup>(3)</sup>。すなわち、同社は、「株式回復政令」（1949年8月）に基づき、旧会社（企業再建整備法により解散される旧会社日本製鋼所）株式140,980株を「特定株式」として保管し、さらに、新会社（同法に基づく新会社日本製鋼所）株式394,720株を「保有」または「自己保留」してV-A社の回復請求に備えていた。しかし、V-A社による日本製鋼所株式の回復請求の動きは、51年10月から52年12月にかけて、かつてのV-A社代理人油谷堅蔵を通じて日本製鋼所側に交渉があっただけで、日本製鋼所としても柳常務取締役が直接V-A社に赴き先方の意向を打診したが、結局、52年12月に至り、V-A社から回復請求権放棄の旨の回答が寄せられた、と。

この記述を見る限り、V-A社は、在日財産回復請求権を一方的に放棄したように受け取れる。しかし、戦前来のV-A社の日本製鋼所株式売却要請行動や戦後まもない頃からの連合国財産の返還要求の全般的な動向からすると、この記述はやや奇異な感じがする。そもそもV-A社は、51年以前に在日財産の返還を要求しなかったのだろうか。要求していたとすれば、その内容と結果はどのようなものであったか。また、51年頃からの動きはそれとどのような差異ないし関連があるのだろうか。そして、その帰結はいかに。

こうした問題の解明のため、以下では、まず連合国財産返還の諸規定、手続き等を確認した上で、英国側に現存する諸資料<sup>(4)</sup>を分析することにより、V-A社側の要求内容と結果等を明らかにする。

- (1) 拙稿「日本製鋼所・英国側株式の売却問題 — 推移と帰結 (1920~41年) —」(『茨城大学政経学会雑誌』第62号, 1994年3月)。なお, 本稿においても, 年号は西暦を用いる。
- (2) 大蔵省編『第二次大戦における連合国外産処理(戦時編)』大蔵省印刷局, 1966年(以下『連合国外産処理』と略), 15, 28頁。
- (3) 株式会社日本製鋼所『日本製鋼所社史資料(下)』同社, 1968年(以下『社史資料(下)』と略), 550・551頁。
- (4) 元 Vickers PLC 所有の“Vickers Archives”(現在英国ケンブリッジ大学図書館所蔵)。以下, [VA- ]と略記。

## 2 連合国外産の保全・返還

まず, 連合国外産の保全・返還の諸規定, 手続き等について簡単に整理しておこう。

日本政府は, 戦時中, 連合国外産の「敵産」としての管理に当たり, 大部分のものを換価処分し, その売却代金を横浜正金銀行内に設けられた「特殊財産管理勘定」に連合国外人名義で払い込み, 預金の形で保管したが, 戦後, 横浜正金銀行が閉鎖機関に指定されたため, 本勘定は日本銀行に移された<sup>(1)</sup>。後に見るごとく, 旧V-A社所有財産もここに移管された。なお, 本勘定は, 戦後はSPA勘定(Special Property Administration Account)と呼ばれた。

戦後における連合国外産の保全・返還措置は, まず, 連合国外(軍)最高司令官(SCAP)の指示(覚書)を受けた「保全省令」と「返還勅令」との二本立てで進められた。

まず, 連合国外産の「保全」については, 「連合国外及び枢軸国外産の保護」に関する覚書(SCAPIN 26, 1945年9月13日)が発せられ, これを受けた「連合国外産ノ保全ニ関スル件」(同年9月26日大蔵省令第80号)(保全省令)により, 連合国外産の保全措置が開始され, さらに, 連合国外産の保全強化に関する覚書(SCAPIN 1370, 1946年11月30日)により, 保全措置が本格的に促進された<sup>(2)</sup>。

なお, 保全省令第1次改正(45年11月25日)により敵産管理法は廃止されたが, 敵産管理人は引き続き連合国外産の保全にあたることになった。さらに, 保全省令第2次改正(48年1月22日)により, 連合国外産の区分がなされたが, 敵産管理に付せられた連合国外産の保全が第一義的に重視されたことに注意しておきたい<sup>(3)</sup>。

連合国外産の「返還」については, 「連合国外人に対する在日財産の返還手続」に関する覚書(SCAPIN 926, 1946年5月6日)(第1次覚書)により, 返還手続きの概要が示され, これを受けて「連合国外産返還の件」(同年5月30日, 勅令第294号)(返還勅令)が制定された。

上記「返還手続」によれば, 連合国外人がその旧財産を回復するためには, まず所属国の在日政府代表部を通じて「財産返還請求書」(Demand for Return of Property 略称DRP)を連合国外(軍)総司令部(GHQ)に提出し, GHQは日本政府に連合国外人財産の調査を命じ, 詳細な調査報告書(Information and Inventory Report 略称I Iレポート)をGHQの民間財産管理局(Civil Property Custodian Section 略称CPC)に提出させ, CPCから当該財産の所有者にI Iレポートの一通を返付して返還請求が可能のように連絡がとられていた。CPCは, また, 日本政府に対してDRPの一通を送付して各種の具体的事項に対する詳細な報告書(DRPレポート)を提出させ, その上で日本政府に対して個々に具体的な返還指令を発するものとされた。この「返還手続」を受けた「返還勅令」では, 「旧敵産管理人の管理に付せられたことのある財産」を返還対象として, 大蔵大臣が「返還その他の処置」に関して「他の法令に関わりなく」必要な命令をなすものとした<sup>(4)</sup>。

その後, 「不法に譲渡された連合国外人財産の返還」(SCAPIN 1354, 1946年11月22日)(第2次覚書)を受けて返還勅令も一部改正され(47年2月7日), 返還すべき連合国外産に「不当侵害財産」(戦時中日本政府の不当な取扱いによって連合国外または連合国外人の所有・占有が侵されたもの)

が加えられ、さらに、第3次覚書「連合国人の在日財産の返還手続」(SCAPIN 1880, 1948年4月22日)により、第2次覚書が廃止されるとともに、連合国財産の範囲その他が詳細に指示された<sup>(5)</sup>。

いずれにせよ、かつて「敵産管理に付せられた連合国財産」が明確な返還対象であったことには変わりはない。後に見るごとく、V-A社の在日財産返還要求も、上記「返還手続」に則って行われ、「返還勅令」に規定された「敵産管理に付せられた連合国財産」一般の返還として取り扱われたことに予め留意しておきたい。

また、「敵産管理に付せられた連合国財産」の多くは「特殊財産管理勘定」(SPA勘定)に保管されており、SPA勘定からの払戻し手続きも比較的早く定められた。すなわち、戦後まもなく、SPA勘定からその名義人である連合国人に対する払戻しは自由とされていたが(1945年10月26日大蔵省告示)、GHQ民間財産管理局(CPC)から日本銀行宛覚書(47年8月19日)によって連合国人に対する払戻し手続き等が定められ、さらに、SPA勘定管理人たる日本銀行<sup>(6)</sup>から大蔵省宛通牒「特殊財産管理勘定よりの払戻取扱方に関する件」(48年4月6日)により、払戻しの実際上の手順などが示された<sup>(7)</sup>。

さて、連合国人所有株式の返還についても、当初は返還勅令により、一般の有体動産同様の取扱いがなされていた。しかし、連合国人が所有していた株券を追及捕捉して原株券を返還することは困難であり、原株券の返還が不可能な場合は、原株券を失権扱いとして同種株券を再発行して返還せねばならなかった。また、「連合国人の所有する株式に割り当てられる新株引受権に関する件」(SCAPIN 1899, 1948年5月26日)により、戦時中の増資に伴って、連合国人が行使できなかったの新株引受権をも保全すべきことが要求されるに及び、株式の返還・回復についての特別な規定が必要となった。

そこで、日本政府(大蔵省)とGHQ(CPC)との折衝を経て、CPCから大蔵省宛に「連合国財産株式の回復に関する政令に関する覚書」が発

せられ(1949年8月10日)、これを受けて「連合国財産である株式の回復に関する政令」(同年8月18日、政令第310号)(株式回復政令)が制定された。以後、連合国人の株式の返還要求については株式回復政令によったが、同政令は7次にわたって改定された(1950年3月から52年4月)<sup>(8)</sup>。

なお、一般の連合国財産の返還については、従来の返還勅令に代わる新しい根拠法令制定の必要が生じ(返還勅令の規定が簡単過ぎてかえって不都合なことが多かったことなどの理由により)、「連合国財産の返還等に関する政令」(1951年1月22日、政令第6号)(返還政令)が制定され、従来の保全省令と返還勅令が統合されるとともに、必要な改正と新規定の付加がなされた。その後、返還政令は5次にわたり改定された(1951年4月から52年4月)<sup>(9)</sup>。

さらに、連合国財産の返還に関する措置は、サンフランシスコ平和条約(1951年9月8日調印、52年4月28日発効)により転機を迎えた。すなわち、平和条約第15条において、連合国財産については、種類のいかんを問わず、発効後9ヶ月以内に申請があった場合、申請から6ヶ月以内に返還するものと規定され、返還が不可能な場合は、連合国財産補償法案(51年7月13日閣議決定、後11月26日公布)の定める条件よりも不利でない範囲で補償されるものとされた。この平和条約の規定を実施するため、「連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律」(1952年4月23日、法律第95号)が制定され、これにより、返還政令、株式回復政令などがそれぞれ改定の上、法律としての効力を与えられて実施された<sup>(10)</sup>。

こうして、1951・52年には、連合国財産の返還に関する諸規定が整備され、平和条約発効とともに、今度は新たに条約上の義務として日本国政府の手により連合国財産の返還が行われることとなった。51・52年のV-A社の日本製鋼所株式の回復請求をめぐる動きは、平和条約締結・発効と関連するものであったことに予め注意されたい。

- (1) 前掲『連合国財産処理（戦時篇）』第2章第8節、同（戦後篇）35,307-309頁。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第1巻、東洋経済新報社、583頁。
- (2) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』14-19頁。前掲『昭和財政史』第1巻、584-587頁。
- (3) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』29-31頁。前掲『昭和財政史』第1巻、587頁。
- (4) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』88-92頁。前掲『昭和財政史』第1巻、590頁。
- (5) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』92-107頁。前掲『昭和財政史』第1巻、591頁。
- (6) 当初「特殊財産管理勘定」には敵産管理人は置かれていなかったが、戦時中に横浜正金銀行が敵産管理人に選定され、戦後同行が閉鎖機関に選定されるとともに日本銀行がSPA勘定の管理人に選定された（前掲『連合国財産処理（戦後編）』308, 309頁）。
- (7) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』309-311頁。
- (8) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』132-144頁。前掲『昭和財政史』第1巻、596-599頁。
- (9) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』109-115頁。
- (10) 前掲『連合国財産処理（戦後編）』155-156頁。改正の主要点は、同書156-160頁。

### 3 V-A社の在日財産返還要求と結果

さて、戦時中に「敵産」として処分されたV-A社の在日財産は、戦争終了後どのような状態におかれており、V-A社はどのような調査と返還要求を行っていたのであろうか。

日本側の資料によれば、開戦時のV-A社所有の日本製鋼所株式は70,490株（額面50円）であり、この分がまず三井信託の管理下に移され（1942年3月）、同年9月の日本製鋼所倍額増資の際の新株割当分（70,490株）も含めて合計140,980株が同年12月までの間に3回に分けて三井物産に売却され（後三井本社名義となる）、戦後（46年12月）、持株会社整理委員会に移管された<sup>(1)</sup>。

V-A社としても、戦後まもなく（1946年頃から）第二次大戦中の「敵地」における財産につい

て調査を開始しており、在日財産についても断片的ながら47年初頭からの調査資料が残存している<sup>(2)</sup>。

47年11月のV-A社重役会議事録においては、英国政府「敵産管理部」(the Enemy Property Department)を通じて得られた情報として、日本製鋼所及び輪西鉱山についての報告が記されている<sup>(3)</sup>。

その日本製鋼所についての報告は、上記日本側資料の記述と殆ど全く同様である。輪西鉱山については、同社は1944年10月に解散されたが、敵産管理人である三井信託会社がV-A社所有株式7,500株（額面500円）の解散時の分配金（379万円余）を受け取り、その金額は現在日本銀行において封鎖預金として保管されている、と記されている。

1948年には、在日財産回復に関する様々な情報がV-A社に寄せられたが、まだそれらは混沌としていた。同年6月には、日本製鋼所から戦後初のV-A社宛公文書が7年の中断を経て出されている。その中で、日本製鋼所としてV-A社側の株式が「敵産」として処分されたことを知らせるとともに、「GHQ民間財産管理局（CPC）とのやり取りにより既に承知のことと思うが」と断わりつつ、日本製鋼所としてもV-A社側の株式・配当に関する諸勘定について情報提供を行っている<sup>(4)</sup>。

1949年初頭には諸情報が整理され、在日財産返還要求額として集約された。それをさらに簡潔にして示すと、第1表のごとくである。この元資料は、「財産返還請求書の要約」であり、V-A社が、前記「連合国人の在日財産の返還手続」に定められた「財産返還請求書」(DRP)の提出を準備していたことを示す。

第1表に示されたV-A社の在日財産返還要求総額は1271万6千円余にのぼる。多額なのはやはり「敵産」として接收管理・売却された日本製鋼所株式（70,490株）の売却金（583万5千円余）と輪西鉱山株式（7,500株）の解散時の分配金（379万1千円余）であるが、日本製鋼所・輪西鉱

第1表 V-A社による在日財産返還要求額調べ（1949年1月現在）

（日本銀行債権。単位：円，円未満四捨五入）

(A) 特殊財産管理勘定	
日本製鋼所株式（70,490株 <sup>(1)</sup> ）	
売却金	5,835,555
配当金（1941年5月以降売却迄）	288,041 <sup>(2)</sup>
配当金（1941年5月迄の12ヶ月分）*	297,838
小計	6,421,434
輪西鋳山株式（7,500株 <sup>(3)</sup> ）	
解散時の分配金	3,791,160
配当金（1941年5月以降解散迄）	381,868 <sup>(4)</sup>
配当金（1941年5月迄の12ヶ月分）*	162,216
小計	4,335,244
計	10,756,678
手数料	16,271
差引金額	10,740,407 <sup>(5)</sup>
(B) その他債権	
三菱重工による特許料（防雷具、1941年～5月分）*	3,216
定期預金及び同利子（元敵産管理人山田章三支払）**	66,271
特別当座預金**	9,670
計	79,157
(A+B)	10,819,564 <sup>(5)</sup>
(C) 投資益勘定	
日本製鋼所増資新株（70,490株 <sup>(6)</sup> ）販売純益	1,889,132
(D) 子会社 Variable Speed Gear Limited <sup>(7)</sup> 分	
三菱重工による特許料（V. S. Gポンプ及び附属品）***	7,625
合計	12,716,321

注) (1) J. B. Neilson 500株, J. R. Young 1,000株, J. A. F. Valentine 250株（いずれもV-A社名義貸し分）を含む。

(2) K. Yutani（元V-A社代理人）250株に対する配当金を含む。

(3) J. B. Neilson, J. R. Young, J. A. F. Valentine 各25株を含む。

(4) K. Yutani 25株に対する配当金を含む。

(5) Neilson, Young, Valentine 3名分, 計191,247円を含む。

(6) 1942年9月増資割当分, J. B. Neilson 500株, J. R. Young 1,000株, J. A. F. Valentine 250株を含む。

(7) 全額V-A社出資, 1942年9月解散。

\* 横浜正金銀行（東京支店）凍結預金。

\*\* 横浜正金銀行（丸の内支店）預金。

\*\*\* 横浜正金銀行（支店名記載なし）への支払額。

出典) “SUMMARY OF DEMAND FOR RETURN OF PROPERTY”, 14th January, 1949 [VA-890].

山株式会社ともに、凍結された配当金並びに本来受け取るべき配当金加わり、両者合計金額（手数料差引後）は1074万円となる（要求総額の84.5%）。

これらの金額（A）は、すべて「特殊財産管理勘定」（SPA勘定）として整理・計上されていることに注目したい。つまり、解散された輪西鉱山の分配金・配当金のみならず、日本製鋼所株式の売却金も旧V-A社所有分（70,490株）については、SPA勘定に保管されていた。言い換えれば、売却された後に持株会社整理委員会に移管された日本製鋼所株式（140,980株）というのは、旧V-A社所有の（及び同社が引受権を有した）原株券であったことがわかる。

第1表でさらに注目されるのは、日本製鋼所倍額増資（1942年9月）の際の新株割当分（70,490株）の販売純益（188万9千円余）が「投資益勘定」（C）として計上されていることである。これは、前述のごとく、「敵産管理人」三井信託により日本製鋼所株式増資分が引き受けられた直後に売却された「販売純益」であるが、本来V-A社が引き受ける権利を有したものとして計上されたものと思われる。

V-A社は、上記の在日財産返還要求額調べに基づき、1949年2月10日付で、英国政府（「敵産管理部」）を通じて、GHQ民間財産管理局（CPC）宛に「財産返還請求書」（DRP）を提出するとともに、香港上海銀行東京支店 V. A. Mason 氏をV-A社代理人として、要求実現のために行動してもらうべく要請を行った<sup>(5)</sup>。

なお、Mason 宛書状の中で、V-A社としては、日本製鋼所株式（70,490株）の売却金と配当金を要求しつつも、日本製鋼所株式を再所有する考えはないことを既に示していることが注目される。また、V-A社は、同年3月の日本製鋼所宛書状においても、同様の考えを示している<sup>(6)</sup>。

しかも、注意しておく必要があるのは、V-A社の在日財産返還要求の提出は、日本での「株式回復政令」の制定（49年8月）以前のことであった。したがって、同社の要求に対しては、一般の連合国財産と同様、「返還勅令」による取扱がなされ

たはずである。言い換えれば、1949時点のV-A社の在日財産返還要求は、「株式回復政令」に基づく日本製鋼所の「株式回復請求」ではなく、「敵産処理」に付せられた一般の連合国財産の返還要求であった。このことを行論との関係で注意しておきたい。

さて、上記のV-A社要求はどのように決着したのか。

V-A社と香港上海銀行東京支店との往復書簡から、既に1949年6月時点で大部分の要求が実現したことが窺われる<sup>(7)</sup>。すなわち、V-A社の要求総額は上記のごとく1271万6千円余であったが、香港上海銀行はそのうちの10,628,317円の返還を実現した。この金額は、第1表の（A+B）の金額（10,819,564円）からV-A社名義貸し3名（Neilson, Young, Valentine）分の金額（191,247円、表脚注5参照）を差し引いた額である<sup>(8)</sup>。

つまり、要求総額のうち未実現部分は、この3名分の金額と表中の（C）及び（D）の金額であったので、V-A社としては、以後これら未実現部分の回復に努めた。

すなわち、まず上記3名分については、「本来V-A社所有のものである」という文書による証明が必要とのことであったため、証明文書が作成され、香港上海銀行宛送付された<sup>(9)</sup>。

そして、同年10・11月には、上記3名分の金額もV-A社所有のものとして認められ、V-A社は第1表の（A+B）の金額（10,819,564円）の財産回復を実現した（香港上海銀行東京支店のV-A社勘定に預け入れ<sup>(10)</sup>）。

V-A社は、この時点で、第1表中の（C）の要求については以後推進しないことを決めている。その理由は、同社としては日本製鋼所旧株（70,490株）の返還要求を提起する意志はないからとのことであった<sup>(11)</sup>。つまり、（C）部分の要求は、本来、日本製鋼所旧株と同額の新株を1942年増資の際に引き受けることによって生じるものであり、旧株の売却金をすべて受領する以上、その要求根拠は薄いと判断に基づくものであったと思われる<sup>(12)</sup>。ここにもV-A社が日本製鋼所の

「株式回復請求」は行わないとの考え方が示されている。

なお、1949年11月17日のV-A社重役会議事録においても、V-A社の在日財産要求として、GHQ民間財産管理局(CPC)に対して日本製鋼所及び輪西鉱山関係の金額1074万円余〔第1表中の(A)〕を要求中であったところ、これが認められ、香港上海銀行東京支店のV-A社勘定に入れられたこと、188万9千円余の要求〔第1表中の(C)〕については、日本製鋼所増資がなされた時点でV-A社が日本製鋼所旧株所有者ではなかったという理由から認められなかったこと、などが記されている〔第1表中の(B)(D)には言及されていない<sup>(43)</sup>〕。

第1表中の(D)部分については、V-A社は、引続き返還要求を行うため、香港上海銀行に対して当該特許や解散した子会社等について種々説明していた<sup>(44)</sup>。これがいつどのように決着したかは定かではないが、既に1950年4月時点ではこの部分も認められていたことが明かである<sup>(45)</sup>。

つまり、V-A社の在日財産返還要求については、第1表中の要求総額の内、(C)部分を除くすべての金額(10,827,189円; 要求総額の85.1%)が支払われたことになる。

V-A社の「財産返還請求書」(DRP)の提出(1949年2月)以降数ヶ月で要求の主要部分が実現し、1年余りで大部分の要求が実現したのであるが、その要因の一つは、V-A社の要求が「株式回復請求」ではなく、「敵産管理」に付せられた一般の連合国財産の返還要求であったことによると思われるが、さらに、実現した金額(10,827,189円)がすべて日本側では「特殊財産管理勘定」(SPA勘定)に計上されていたこと〔第1表中の(B)(D)も含めて; 注(8)(14)参照〕を指摘することができよう。先に見たごとく、連合国財産の保全・返還については、「敵産管理」に付せられたことのある財産が重視され、とくにSPA勘定に計上されているものについては、その払戻し手続きもGHQ民間財産管理局(CPC)・日本銀行・大蔵省間で詰められていたために、

V-A社の要求は比較的スムーズに受け入れられたものと言えよう。

- (1) 前掲『社史資料(下)』131,550頁。
- (2) [VA-890]所収。
- (3) *VICKERS-ARMSTRONGS LIMITED, MINUTE BOOK OF BOARD MEETINGS No.6 (1943-1948)* [VA-1227], 1947年11月20日分。
- (4) 1948年6月3日付、日本製鋼所社長 Tetsuji Atarashiya (新谷哲次)よりV-A社宛書状 [VA-890]。
- (5) 1949年2月10日付、E. J. Waddington (V-A社 Secretary)よりCivil Property Custodian Section of GHQ of SCAP 宛書状、同日付、E. J. WaddingtonよりV. A. Mason (Hongkong & Shanghai Banking Corporation, Tokyo) 宛書状、同日付、E. J. WaddingtonよりThe Controller-General, Administration of Enemy Property Department 宛書状、いずれも [VA-890]所収。V. A. Mason 宛書状では、第1表と同様の要求金額を示し、エイジェントとして行動してもらうに当たり、要求内容を説明している。
- (6) 1949年3月7日付、E. J. Waddingtonより日本製鋼所宛書状 [VA-890]。
- (7) 1949年6月1日付、Cooper (Hongkong & Shanghai Banking Corporation, Tokyo, Manager)よりV-A社宛書状。同月16日付、E. J. WaddingtonよりHongkong & Shanghai Banking Corporation, Tokyo, Manager 宛書状。いずれも [VA-890]。
- (8) この金額は、「特殊財産管理勘定残高表」(1945年9月26日現在)のV-A社名義の金額と一致する(前掲『連合国財産処理(戦時篇)』509頁)。つまり、第1表中の(B)の金額も含めて、日本側ではV-A社名義の財産を「特殊財産管理勘定」(SPA勘定)に計上していたことを意味する。なお、同書には、「ジェー・ビー・ネルソン」, 「ジェー・アール・ヤング」, “J. A. F. Valentine” 各々の名義の金額も記載されているが(490, 509, 513頁),

Valentine 分の金額だけは第1表の元資料の数値とやや異なる。

- (9) 1949年6月29日付, E. J. WaddingtonよりHongkong & Shanghai Banking Corporation, Tokyo, Manager 宛書状 [VA-890]。
- (10) 1949年10月28日付, V. F. G. Pritchett (Vickers Secretary's Office) より E. J. Waddington 宛書状。同年11月7日付, E. J. Waddington より V. A. Mason 宛書状。同年11月10日付, Manager (Hongkong & Shanghai Banking Corporation, Tokyo) より V-A社宛書状。いずれも [VA-890]。
- (11) 前掲, 1949年11月7日付, E. J. Waddington より V. A. Mason 宛書状。
- (12) なお, 前掲『連合国財産処理 (戦時篇)』(446頁)には, 特殊財産管理勘定の「利益金」の一つとして, 「日本製鋼所敵産株式に対し割当てられたる新株式引受けによる利益金 (運用利益)」として, 第1表の(C)の金額と同額が記載されているが, 同書によれば, 当該勘定の「利益金」は, すべて「当該敵国人の収入に帰属させるべきではないと認め」たものからなる, という。
- (13) VICKERS-ARMSTRONGS LIMITED, MINUTE BOOK OF BOARD MEETINGS No.7 (1948-1953) [VA-1228], 1949年11月17日分。また, 本議事録では, V-A社と親会社ヴィッカーズ社(V社)との日本製鋼所株式(70,490株)のやりとりについて次のように記されている。1947年12月18日重役会議事録に基づき, V-A社はV社に対して日本製鋼所株式を帳簿価格で譲渡したが, その時点ではV-A社は当該株式の所有者ではなかった。その部分については前記議事録中の諸譲渡から除外する(V社にそのように要請), と。V社は即日その旨了解した(同日付V社重役会議事録 [VA-1374])。つまり, 旧V-A社所有の日本製鋼所株式(70,490株)については, 引続きV-A社の方で取り扱うことを意味している。
- (14) 1949年末から50年3月頃までのV-A社・上海香港銀行東京支店間の往復書簡 [VA-890]。なお, 第1表中の(D)の金額は, 日本側資料ではやは

り「特殊財産管理勘定残高表」(1945年9月26日現在)に“The Variable Speed Gear Ltd.”名義で記載されている(前掲『連合国財産処理 (戦時篇)』509頁)。

- (15) 1950年4月4日付, E. J. Waddington (推定), Secretary より J. Reid Young, Chairman 宛書状 [VA-890]。

#### 4 日本製鋼所株式回復請求権の放棄

第二次大戦中に「敵産」として処分された在日財産の返還に関するV-A社の要求は, 1950年までにはほぼ実現された。V-A社は, 既に示唆したごとく, 日本製鋼所株式を再取得する意向は持っていなかった。本問題は一段落した。しかし, V-A社による日本製鋼所の「株式回復請求権」は未だ留保されており, 最終的な決着を見たわけではなかった。

前述のごとく, 1951・52年には, 平和条約の締結と前後して, 連合国財産の返還に関する諸規定が整備され, 返還請求期限も平和条約発効日(52年4月28日)より9ヶ月以内(53年1月28日迄)と定められていたため, V-A社の日本製鋼所株式回復請求権についても, 香港上海銀行や英国政府(「敵産管理部」)を通じて, 最終的な処理方法が詰められていった<sup>(1)</sup>。

V-A社(及びV社)では, 52年3月時点で従来からの在日財産に関する要求内容と結果が整理されている<sup>(2)</sup>。すなわち, 開戦前にV-A社が所有していた日本の株式は, 日本製鋼所株式は70,490株(額面1株50円)で, その取得費用は127,032ポンドであったが, 既に帳簿価格はゼロであること, 輪西鉱山株式は7,500株(額面1株500円)で, その取得費用は75,000ポンドであったが, 帳簿価格は同じくゼロであること, 戦争勃発により両株式とも「敵産管理」に付せられ, それぞれ「敵産管理人」による売却ないし解散に基づく分配が行われたこと, V-A社は, 戦後(1949年2月), 在日財産返還要求を提出したところ, それぞれの配当金も含めて, 日本製鋼所分642万1千円余, 輪西鉱山分433万5千円余, 計



1074万円余（手数料差引）が返還され〔前掲第1表（A）参照〕、現在香港上海銀行に預金されていること、などである。

その上で、平和条約発効後9ヶ月以内であれば、V-A社は「財産回復請求」（DRP）<sup>(3)</sup>を提起しうること、すなわち、日本製鋼所株式（70,490株）の再取得を要求しうること、ただし、その場合は当該株式売却金（5,835,555円、前掲第1表参照）の返還を伴うであろうこと、輪西鉾山については解散しているので「財産回復請求」には含まれ得ないこと、などが指摘されている。上記の1949年の返還要求時点においては、我々はもはや日本に対する関係も持とうとは思わず、したがって「財産回復請求」を提起しようとは考えなかったとしつつも、この時点で考えを変えて日本の株

式を再取得する意向を持たないとは限らないとの判断から、参考資料として日本製鋼所関係諸資料（香港上海銀行通じて入手及び日本製鋼所から直接送付）が提出され、検討に附されている。

そして、52年6・7月には、V-A社のもとには元代理人であった油谷堅蔵から詳細な情報が寄せられ<sup>(4)</sup>、また、日本製鋼所柳常務取締役の訪英による戦後初の日本製鋼所重役との直接会談もあって（7月18日）<sup>(5)</sup>、日本製鋼所株式の回復請求問題は急速に詰められて行き、株式再取得の場合の収支見込みも試算された<sup>(6)</sup>。

その内容を簡略化して示すと、第2表のごとくである。

すなわち、元々のV-A社所有の旧会社（企業再建整備法により解散された旧日本製鋼所）株式

第2表 日本製鋼所株式再取得の場合の収支見込

(1952年7月, V-A社試算)

支払うべき金額		円
旧会社株式（1942年9月増資割当分 70,490株）		3,524,500
新会社株式（1951年3月割当分 98,686株*）		4,934,300
新会社株式（1951年9月増資割当分 98,686株）		4,934,300
新会社株式（1952年7月発行新株割当分 197,372株）		9,868,600
小計		23,261,700
旧会社株式（開戦時所有分 70,490株）売却金返却		5,835,555
合計		29,097,255
-----		
受取予想額		
新会社株式売却（197,372株**）		29,605,800
旧会社株式（140,980株）分配金（@¥5）		704,900
日本政府補償金（旧会社株式 140,980株分 @¥45）		6,344,100
計		36,654,800
-----		
受取超過分		7,557,545

注) 新会社とは企業再建整備法に基づく株式会社日本製鋼所を指し、旧会社とはそれ以前の株式会社日本製鋼所を言う。

\* 旧会社株式1株に対して新会社株式0.7株の割で割当（下記Yutani書状では端数を切捨て98,680株として計算、以下同様）。

\*\* 新会社総株式の半分売却・半分所有とし、売却単価は150円と仮定（下記Yutani書状の日本製鋼株式市場価格に基づく）。

出典) 1952年6月30日付, K. YutaniよりV-A社宛書状 [VA-892]。1952年7月31日付, Secretary's Office (サイン判読難)よりSir James Reid Young宛書状 [VA-892]。

は70,490株(額面1株50円)であったが、これをV-A社が再所有しようとする場合、さらに、以下の株式(各1株50円)に応募することになる。

旧会社株式(1942年9月増資割当分)70,490株、新会社(企業再建整備法に基づく新会社日本製鋼所)株式については、51年3月割当分98,686株(旧会社株式1株に対して新会社株式0.7株の割当)、51年9月増資割当分が同じく98,686株、52年7月新株割当分197,372株、したがって新株引受け分は計394,744株<sup>(7)</sup>、新旧合計465,234株払込に要する金額は23,261,700円となる。これに加えて、V-A社は、元所有の旧会社株式70,490株の戦時中の売却金分として「特殊財産管理勘定」(SPA勘定)から受領した金額(5,835,555円)を返却する必要があるため、V-A社の総支払額は29,097,255円となる。

他方、V-A社の受取予想額については、まず、新会社の引受総株式394,744株の半分(197,372株)を売却するとして、売却単価を150円と仮定した場合(油谷情報の日本製鋼所株式の市場価格に基づく)、売却金額は29,605,800円となる。さらに、旧会社の株式(元所有分と1942年増資割当分の計140,980株)については、企業再建整備法に基づく解散に伴う分配金(1株につき5円として計704,900円)のほか、その損失分の日本政府補償(1株につき45円)6,344,100円を見込んでいた。したがって、受取予想額計は36,654,800円である。

その結果、受取超過分の見込みは、7,557,545円となる。

つまり、V-A社は、日本製鋼所株式再取得を試みる場合には、一旦は新旧株式合計465,234株の引受けに応ずる必要があるため、そのために返却金も含めて総額29,097,255円を払い込む必要があった。また、その払込資金回収のためには、旧会社解散に伴う分配金・政府補償金のみならず、新会社株式の半分売却などを考慮せざるを得ず、その結果としてV-A社の手元に残るものは新会社株式(額面1株50円)197,372株の所有と受取金7,557,545円という計算であった。

しかも、これは、あくまでも新会社株式の市場

価格での売却や旧会社解散に伴う損失の日本政府補償等を前提条件とした見込み値であった。V-A社としては、払込金総額(29,097,255円)を調達する場合には借入金なども考慮せざるを得ない状態であったようであり<sup>(8)</sup>、それは多くのリスクを伴う投資と判断したようである<sup>(9)</sup>。

上記試算の後しばらくして、V-A社は、やはり日本製鋼所株式再取得の意向のないことを確認して、その旨を英国政府「敵産管理部」宛に回答している<sup>(10)</sup>。

すなわち、そこでは、まず、1949年2月以来の在日財産返還請求問題の経過が述べられた後、我々V-A社の要求の主なものは、戦時中に接收された日本製鋼所株式の売却金や解散された輪西鉾山株式の分配金に関するものであって(それぞれの配当金も含む)、これらは一部を除き実現したこと〔前掲第1表の(C)部分1,889,132円を除き10,827,188円が既に民間財産管理局(CPC)(の指示)により支払われたこと〕が指摘され、次いで、日本製鋼所柳常務取締役との会談からも明らかになったこととして、日本製鋼所株式の再取得を希望する場合の引き受けるべき株式並びに支払金額が示されており(前掲第2表の「支払うべき金額」に同じ)、また、旧会社株式の分配金・政府補償金についても、前述同様のことが記されている。そして、V-A社としては、日本製鋼所旧株式(70,490株)の売却金(5,835,555円)を既に受領しており、また、現在、日本に投資する意図は持っておらず、したがって、日本製鋼所株式の回復請求を提起する考えはないことが明白に述べられている。なお、本書状の最後では、V-A社元来の要求が解決されたことに満足の意が表明されつつも、既に決着済みの部分(上記CPCからの受領金)については返還の必要がないことの確認が求められている。

以上のごとく、V-A社としては、1952年8月時点で日本製鋼所株式再取得の意志がないことを明確にしていたが、その後同年末までにかけて、英国政府(外務省)との間で、日本製鋼所の「株式回復請求」を提起しない以上、V-A社側では

何等の行動の必要もなく、したがって受領金（CPCからの）の返還の必要もないことなどの確認が行われた<sup>(1)</sup>。

その上で、V-A社は、同年12月、香港上海銀行及び日本製鋼所に対して、重役会としては一切の日本製鋼所株式応募に応じないことを決めたこと、したがって、旧株式の回復請求も行わない旨を正式に通知した<sup>(2)</sup>。

こうして、V-A社の日本製鋼所株式回復請求権は1952年末をもって放棄され、1907年の日本製鋼所創立以来の英日投資関係は最終的に終止符が打たれたのである<sup>(3)</sup>。

- (1) これらの諸資料も [VA-890] 所収。
- (2) 1952年3月7日付, E. J. Waddington (推定), Secretary よりV社会長宛報告書 [VA-892]。
- (3) 本報告では、1949年時点のV-A社の要求を“the claim for the return of the property”と呼び、平和条約締結を前にした返還要求を“Demand for the Return of Property (DRP)”と称しているが、ここでは後者を前者の「財産返還要求」と区別して「財産回復請求」と訳して事実上「株式回復請求」を意味するものとした。
- (4) 1952年6月30日、7月1日及び7月21日付, K. Yutani よりV-A社宛書状 [VA-892]。前掲『社史資料(下)』550頁によると、51年10月から油谷は日本製鋼所の株式回復取得のための交渉を同社と行ったとされているが、油谷がV-A社に対して戦後接触を試みたのは52年6月の書状が初めてのことである。同書状において、連合国株式の回復に関する法令が複雑を極め、正確な調査に7ヶ月を要したとされているので、その間に油谷は日本製鋼所側と接触を開始していたものと思われる。なお、7月1日付書状によると6月30日付書状の日付は6月13日とされている。
- (5) “Japan Steel Works, Notes of a meeting in Vickers House, 18/07/1952” 及び 1952年7月22日付, E. J. Waddington (推定) より Sir James Reid Young 宛報告書。ともに [VA-892]。

- (6) 1952年7月31日付, Secretary's Office (サイン判読難) より Sir James Reid Young 宛報告 [VA-892]。
- (7) 前掲『社史資料(下)』(550頁)でも同様の数値を掲げているが(「株式回復政令」の規定を受けた形で), Yutani 書状と同じく端数を切り捨てているため(第1表の\*印の注参照), 新株引受け分の計は394,720株となる。
- (8) 前掲7月31日付, Secretary's Office 報告。
- (9) 前掲7月21日付油谷の書状では、旧会社株式(70,490株)売却金(5,835,555円)の払い戻しが行われるならば、後の払込資金(油谷の場合、新会社株式の割当分の端数を切り捨てて計算しているので、23,260,500円)については、立替等の手段も考慮されうるし、新会社株式の販売についても何等の困難もないと楽観的な見通しを表明している。これに対し、前掲7月31日付, Secretary's Office 報告は、必ずしも楽観的ではなく、しかも、油谷が日本製鋼所や三井信託との接触のみならず、資金工面に関連して大和証券とも事前折衝していることに不快感を表明している(V-A社は本問題については既述のごとく1949年2月より香港上海銀行を代理人として対応していたこともあって)。
- (10) 1952年8月13日付, E. P. Tomlinson (V-A社 Secretary) より The Controller General, Administration of Enemy Property Department 宛書状 [VA-891]。
- (11) 1952年12月5日付, Foreign Office (サイン判読難) よりV-A社 Secretary 宛書状 [VA-892]。
- (12) 1952年12月10日付, E. P. Tomlinson, Secretary より香港上海銀行東京支店宛書状、及び、同じく日本製鋼所社長宛書状 [VA-892]。なお、本書状と入れ違えに、油谷よりV-A社宛書状が出されている(1952年12月19日付, K. YutaniよりV-A社宛書状 [VA-892])。その中で、油谷は、連合国財産返還請求期限を目前に控えて、本問題の取扱が時期を失することのないように知らせるとともに、日本製鋼所株式再取得に応ずることを再度強く勧めている。また、12月10日付のV-A社の正式通知が油谷に対してはどのように出された

のか定かではないが、油谷からは12月21日付で受領通知が、日本製鋼所社長からは25日付で照会状がV-A社に出されており、V-A社と油谷及び日本製鋼所との間で、確認電報等が翌53年1月20日まで繰り返されている（〔VA-892〕所収資料）。前掲『社史資料(下)』（551頁）では、この52年末・53年初頭のやりとりのみが極く断片的に記述されている。

- (13) 残された措置は、「回復請求」に備えて日本側で確保していた日本製鋼所株式の事後処理である。すなわち、日本製鋼所は、大蔵大臣からの「回復請求権者に回復を必要としない」旨の通達（1953年3月31日）を受けて、確保していた日本製鋼所株式を旧所有者の三井本社に譲渡した（後に三井本社の承継会社・三井不動産に付与、未発行株式も発行の上）。前掲『社史資料(下)』551、552頁。

## 5 終わりに

以上、本稿では、従来殆ど不明であった日本製鋼所・英国側株主の在日財産回復問題を英国側に現存する諸資料に基づいて検討してきたが、その結果、以下のようなことが明らかになった。

戦前来の日本製鋼所・英国側株主であったV-A社は、戦後まもなく、戦時中に「敵産」として処理された在日財産の調査を行い、連合国財産返還の諸規定にしたがって在日財産の返還要求を行っていた。すなわち、V-A社は、既に1949年2月時点でGHQ民間財産管理局（CPC）に「財産返還請求書」（DRP）を提出していた。それは「株式回復政令」の制定（同年8月）に先立つものであり、したがって、同社の在日財産の返還要求は、連合国財産一般の返還要求と同様な取扱がなされ、具体的には、CPCの指示により「特殊財産管理勘定」（SPA勘定）に保管されていたV-A社財産の返還が実行された。V-A社の在

日財産返還要求は、数ヶ月から1年余りにかけて、その大部分が実現されたのである。

V-A社は、既に戦前から株式売却要請を一貫して行っていて、戦後も対日投資を復活する意向は持っていなかったため、本問題は1949・50年時点で一段落した。しかし、V-A社による日本製鋼所の「株式回復請求権」自体は未だ留保されていたために、51・52年には平和条約締結・発効と関連して、その最終的処理が問題となった。

元V-A社代理人油谷はV-A社に対日投資への復帰（日本製鋼所の「株式回復」）を勧誘し、日本製鋼所としてもV-A社側の「株式回復請求」に備えていた。

しかし、V-A社としては、日本製鋼所株式を再取得する意向は持っていなかった。V-A社は、社内的措置として旧日本製鋼所株式を既に償却しており（簿価ゼロ）、また、1949年時点の在日財産返還要求により、旧日本製鋼所株式の売却金をも受領していた。V-A社が日本製鋼所株式を再取得して対日投資を復活する場合には、その売却金の返還も含めて相当の資金を要したのであり、それはリスクを伴う投資と考えられた。そうした判断の結果として、V-A社による日本製鋼所株式の「回復請求権」は、1952年末に最終的に放棄された。

『社史資料(下)』で言及されていた英国側株主による「株式回復請求権の放棄」は、この事実のみを指していたのであって、それはあくまでも日本側から見た日本製鋼所・英国側株式の「戦後処理」であった。

逆に、V-A社の側から見れば、V-A社は、戦時中に「敵産」として処理された在日財産の大部分の返還を実現した上で、日本製鋼所の「株式回復請求権」を放棄し、対日投資関係を最終的に絶ったのである。